

令和5年4月23日執行
蓬田村議会議員一般選挙における

選挙公営のお知らせ

- 選挙運動用自動車
 - ・ハイヤー方式
 - ・個別契約方式
- 選挙運動用ポスター
- 選挙運動用ビラ

蓬田村選挙管理委員会

凡 例

- 法 …… 公職選挙法
- 令 …… 公職選挙法施行令
- 条例 …… 蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 規程 …… 蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

※ 参 考

この「選挙公営」は、法141⑧、143⑮及び142⑩並びに村条例及び村規程に基づくものです。

法141⑧

(略) 村の議会の議員又は長の選挙については村は、(略) 条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項の自動車(選挙運動用自動車)の使用について、無料とすることができる。

法143⑮

(略) 村の議会の議員及び長の選挙については村は、(略) 条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項(略)第5号のポスター(選挙運動用ポスター)の作成について、無料とすることができる。

法142⑩

(略) 村の議会の議員及び長の選挙については村は、(略) 条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項(略)第6号のビラ(選挙運動用ビラ)の作成について、無料とすることができる。

I 選挙運動用自動車の公営

1 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用自動車を村の負担で無料で使用することができます。ただし、この制度は、供託物が没収される者には適用されません。

(法141⑧、公営条例2)

◆町長選挙における供託物没収点 有効投票の総数×1/10

◆議会議員選挙における供託物没収点 (有効投票の総数÷議員定数8人) ×1/10

2 契約の種類

選挙運動用自動車の使用については、「ハイヤー方式」と「個別契約方式」があり、候補者において選択することになります。

「ハイヤー方式」とは「一般乗用旅客自動車運送事業者」(道路運送法31ハ)との契約で、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を貸し切って契約する方式です。

「個別契約方式」とは、「自動車の借入れ」、「燃料の供給」、「運転手の雇用」をそれぞれ個別に契約する方式です。

※ 個別契約方式の契約を当該候補者と生計を一にする親族と締結した場合には、当該親族が当該契約に係る業務を業として行う者に限り公営の対象となります。

3 公費負担限度額

○ハイヤー方式(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合)

(1日当たりの契約金額又は51,500円のうち少ない方の額) × 使用した日数

※ 同一の日に2台以上使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台です。

※ 「使用した日数」は立候補の届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内です。

○個別契約方式

【ア 自動車の借入れ契約】

(1日当たりの契約金額又は13,390円のうち少ない方の額) × 使用した日数

- ※ 同一の日に2台以上使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台です。
- ※ 「使用した日数」は立候補の届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内です。

【イ 燃料の供給】

次のa又はbのうち少ない方の金額（注1）

- a 実際選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
- b 7, 210円×立候補の届出の日から選挙期日の前日までの日数（注2）

（注1）選挙管理委員会が確認をしたものに限ります。

（注2）無投票の場合は立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります

公費により燃料の供給費用が負担されるのは選挙運動用自動車に限られ、事務連絡等に使用する自動車等は対象になりません。

【ウ 運転手の雇用契約】

（1日当たりの契約金額又は10,000円のうち少ない額）×運転に従事した日数

- ※ 同一の日に2人以上雇用される場合は、候補者が指定するいずれか1人です。
- ※ 「運転に従事した日数」は立候補の届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内です。

- ・村が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。
- ・契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超えますと、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

4 選挙公営の手続き

（1）契約の届出（候補者→村選挙管理委員会）

立候補届出時又は契約締結後直ちに届出すること

選挙運動用自動車の使用について公営を受けようとする候補者は、選挙運動用自動車の使用について有償契約を締結した場合、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出時）、村選挙管理委員会に届出なければなりません。

使用する様式：選挙運動用自動車使用の契約届出書〈様式第1号〉

添付書類：当該有償契約書の写し

※ ハイヤー方式で契約する場合は、「一般乗用旅客自動車運送事業」の免許の写しも添付してください。

(2) 使用証明書の提出（候補者→契約を締結した各業者等） 契約履行後

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、使用証明書を作成し、契約業者等に提出してください。

この使用証明書は契約業者等が村に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

※ 公費による燃料の供給費用が負担されるのは選挙運動用自動車に限られ、事務連絡等に使用する自動車等は対象になりませんのでご注意ください。

使用する様式：選挙運動用自動車使用証明書

自動車の使用 〈様式第10号の1〉

燃料の供給 〈様式第10号の2〉

運転手の雇用 〈様式第10号の3〉

※ ハイヤー方式の場合は、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）のみ提出

(3) 確認申請書（燃料の供給のみ）の提出（候補者→村選挙管理委員会） 契約履行後

個別契約方式による契約であって、燃料の供給に関する場合は、公費負担の対象となるものの確認をするため、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、村選挙管理委員会に確認申請書を提出してください。

使用する様式：自動車燃料代確認申請書〈様式第4号〉

村選挙管理委員会で確認後、「**自動車燃料代確認書**〈様式第7号〉」をお渡しします。燃料供給業者に直ちにこの確認書を渡してください。

(4) 請求書の提出（契約を締結した各業者等→村長） 契約履行後

各契約業者等が請求を行う場合には、下記により村に請求してください。

（請求書は村選挙管理委員会に提出してください）

使用する様式：請求書・請求内訳書〈様式第13号の1〉

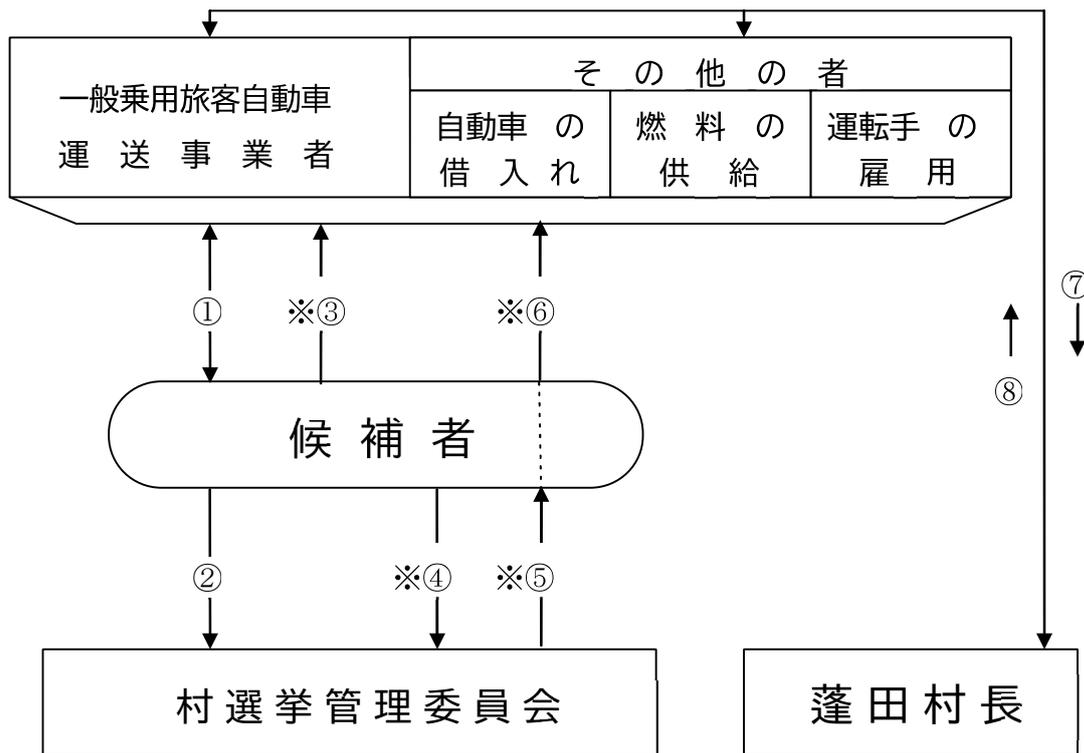
自動車の使用 燃料の供給 運転手の雇用

添付書類：選挙運動用自動車使用証明書（上記（2）参照）

自動車燃料代確認書（燃料代の請求の場合のみ。上記（3）参照）

給油伝票の写し（燃料代の請求の場合のみ）

5 選挙運動用自動車の公営の手続きを図解すると次のようになります。



① 有償契約

② 契約届出書（契約書の写し添付）……………〈様式第1号〉

※③ 使用証明書（自動車・燃料・運転手）……………〈様式第10号の1～3〉

※④ 燃料代確認申請書（燃料の供給の場合）……………〈様式第4号〉

※⑤※⑥ 燃料代確認書（ // ）……………〈様式第7号〉

⑦ 請求書・請求内訳書……………〈様式第13号の1〉

使用証明書（自動車・燃料・運転手）添付、

※燃料代の場合は燃料代確認書・給油伝票の写しも添付

⑧ 支払い

(注) 1 ③～⑥は契約の履行後に行ってください。

2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「様式第1号」に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

II 選挙運動用ポスターの公営

1 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用ポスターを村の負担で無料で作成することができます。ただし、供託物が没収される者には、適用されません。（法143⑮、公営条例9）

2 公費負担限度額

作成単価（作成単価が4,667円を超える場合は、4,667円）に作成枚数（作成枚数が31枚を超える場合は、31枚）を乗じて得た金額。

※ 作成単価の限度額4,667円には、消費税等が含まれます。

- ・ 村が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。
- ・ 契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超えますと、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

【参考例】 選挙運動用ポスター40枚の作成を20万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $200,000 \text{円} \div 40 \text{枚} = 5,000 \text{円}$ になります。

この場合は、作成単価及び作成枚数が上限を超えているため、

$4,667 \text{円} \times 31 \text{枚} = 144,677 \text{円}$ が公費負担の対象となります。

残りの9枚分は候補者の負担になります。

3 選挙公営の手続き

(1) 契約の届出（候補者→村選挙管理委員会） 立候補届出時又は契約締結後直ちに

ポスターの作成について公営を受けようとする候補者は、ポスターの作成業者との間に有償契約を締結した場合、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）村選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する様式：ポスター作成契約届出書〈様式第3号〉

添付書類：当該有償契約書の写し

(2) 作成証明書の提出（候補者→契約を締結した業者） **契約履行後**

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、作成証明書を作成し、契約業者に提出してください。

この作成証明書は契約業者が村に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

使用する様式：ポスター作成証明書〈様式第12号〉

(3) 確認申請書の提出（候補者→村選挙管理委員会） **契約履行後**

ポスターの作成枚数が当該選挙区内のポスター掲示場の数（31枚）の範囲内であることを確認するため、契約の履行後、実際の作成枚数を納品書等で確認した上で、村選挙管理委員会に確認申請書を提出してください。

使用する様式：ポスター作成枚数確認申請書〈様式第6号〉

村選挙管理委員会で確認後、「ポスター作成枚数確認書〈様式第9号〉」をお渡ししますので、ポスター作成業者に直ちにこの確認書をお渡しください。

(4) 請求書の提出（契約を締結した業者→村長） **契約履行後**

契約業者が請求を行う場合には、下記により村に請求してください。（請求書は村選挙管理委員会に提出してください）

使用する様式：請求書・請求内訳書〈様式第13号の3〉

添付書類：ポスター作成証明書

ポスター作成枚数確認書

◎ 選挙運動用ポスターの掲示について

1 掲示できる枚数及び場所

村選挙管理委員会が設置するポスター掲示場（31カ所）の、1カ所につき1枚掲示できます。

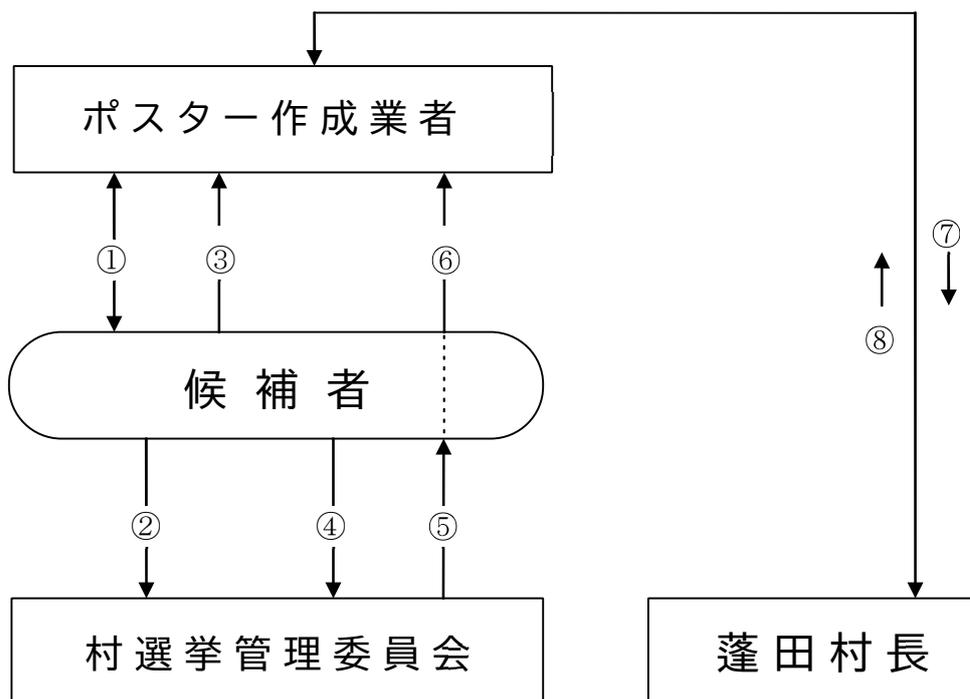
2 規格

選挙運動用ポスターの大きさは、長さ42cm、幅30cm以内です。

3 証紙及び法定記載事項

選挙運動用ポスターには、村選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ掲示することができません。また、選挙運動用ポスターには、表面に掲示責任者及び印刷者の住所、氏名（法人にあつては名称）を記載しなければなりません。（法142⑦、⑨）

4 選挙運動用ポスターの公営の手続きを図解すると次のようになります。



- ① 有償契約
- ② 契約届出書（契約書の写し添付）……………〈様式第3号〉
- ③ ポスター作成証明書……………〈様式第12号〉
- ④ ポスター作成枚数確認申請書……………〈様式第6号〉
- ⑤⑥ポスター作成枚数確認書……………〈様式第9号〉
- ⑦ 請求書・請求内訳書……………〈様式第13号の3〉
 ※ポスター作成証明書・ポスター作成枚数確認書を添付
- ⑧ 支払い

(注) 1 選挙運動用ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出するのは、契約履行後で差し支えありません。

2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「様式第3号」に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

Ⅲ 選挙運動用ビラの公営

1 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用ビラを村の負担で無料で作成することができます。ただし、供託物が没収される者には、適用されません。(法143⑤、公営条例6)

2 公費負担限度額

作成単価(作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭)に作成枚数(作成枚数が1,600枚を超える場合は、1,600枚)を乗じて得た金額。(1円未満切り上げ)

※ 作成単価の限度額7円51銭には、消費税等が含まれます。

- ・ 村が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。
- ・ 契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超えますと、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

3 選挙公営の手続き

(1) 契約の届出(候補者→村選挙管理委員会) 立候補の届出時又は契約締結後直ちに

ビラの作成について公営を受けようとする候補者は、ビラの作成業者との間に有償契約を締結した場合、直ちに(立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)村選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する様式：ビラ作成契約届出書(様式第2号)

添付書類：当該有償契約書の写し

(2) 作成証明書の提出(候補者→契約を締結した業者) 契約履行後

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、作成証明書を作成し、契約業者に提出してください。また、この作成証明書は契約業者が村に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

使用する様式：ビラ作成証明書(様式第11号)

(3) 確認申請書の提出（候補者→村選挙管理委員会） **契約履行後**

ビラの作成枚数が1,600枚の範囲以内であることを確認するため、契約の履行後、実際の作成枚数を納品書等で確認した上で、村選挙管理委員会に確認申請書を提出してください。

使用する様式：ビラ作成枚数確認申請書〈様式第5号〉

村選挙管理委員会で確認後、「ビラ作成枚数確認書〈様式第8号〉」をお渡ししますので、ビラ作成業者に直ちにこの確認書をお渡しください。

(4) 請求書の提出（契約を締結した業者→村長） **契約履行後**

契約業者が請求を行う場合には、下記により村に請求してください。（請求書は村選挙管理委員会に提出してください）

使用する様式：請求書・請求内訳書〈様式第13号の2〉

添付書類：ビラ作成証明書

ビラ作成枚数確認書

ビラの見本

◎ 選挙運動用ビラの頒布について

4 頒布できる枚数及び場所

候補者が頒布できる選挙運動用ビラは、村選挙管理委員会に届け出た2種類以内、合わせて1,600枚までです。頒布できるのは、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られます。

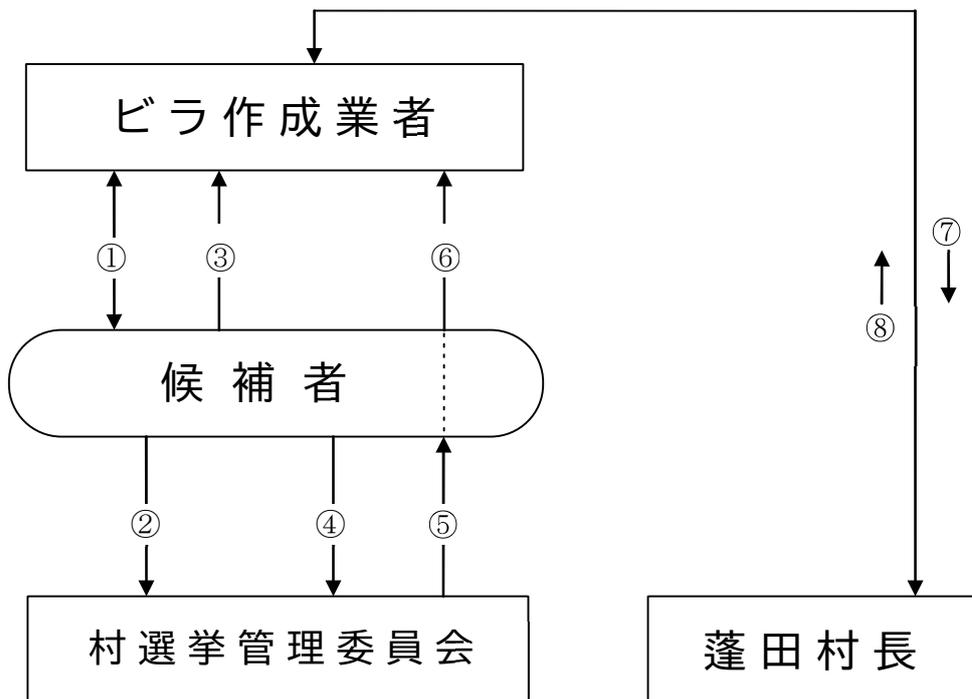
5 規格

選挙運動用ビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cmを超えてはなりません。

6 証紙及び法定記載事項

選挙運動用ビラには、村選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。また、選挙運動用ビラには、表面に頒布責任者及び印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載しなければなりません。（法142⑦、⑨）

4 選挙運動用ビラの公営の手続きを図解すると次のようになります。



- ① 有償契約
- ② ビラ作成契約届出書（契約書の写し添付）… 〈様式第2号〉
- ③ ビラ作成証明書…………… 〈様式第11号〉
- ④ ビラ作成枚数確認申請書…………… 〈様式第5号〉
- ⑤⑥ ビラ作成枚数確認書…………… 〈様式第8号〉
- ⑦ 請求書・請求内訳書…………… 〈様式第13号の2〉
ビラ作成証明書・ビラ作成枚数確認書・ビラ見本を添付
- ⑧ 支払い

(注) 1 ビラ作成証明書をビラ作成業者に提出するのは、契約履行後で差し支えありません。
 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「様式第2号」に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

公営を受けようとする際に必要な書類等

1 選挙運動用自動車

(1) ハイヤー方式・・・自動車、燃料及び運転手を込みで貸し切って契約する方式

提出の時期	提出先	書 類 等
告示日	候補者→村選管	○契約届出書 ○契約書の写し ○一般乗用旅客自動車運送事業者の免許の写し
契約の履行後	候補者→契約業者	○選挙運動用自動車使用証明書(自動車)
支払請求時	契約業者→村長(村選管)	○請求書・請求内訳書(ハイヤー方式) ○選挙運動用自動車使用証明書(自動車)
支払限度額(消費税等含む) <u>4/18 から 4/22 までの 5 日間</u> 無投票の場合は1日分		51,500 円×5 日=257,500 円 (1 日当たり 51,500 円)

(2) 個別契約方式・・・自動車、燃料、運転手をそれぞれ個別に契約する方式

提出の時期	提出先	書 類 等		
		自動車の借入れ	燃 料 の 供 給	運 転 手 の 雇 用
告示日	候補者→村選管	○契約届出書 ○契約書の写し(自動車、燃料、運転手)		
契約の履行後	候補者→各契約業者	○選挙運動用自動車使用証明書(自動車、燃料、運転手)		
	候補者→村選管		○燃料代確認申請書	
支払請求時	各契約業者 → 村長(村選管)	○請求書・請求内訳書(自動車) ○使用証明書(自動車)	○請求書・請求内訳書(燃料) ○使用証明書(燃料) ○給油伝票の写し ○自動車燃料代確認書(※)	○請求書・請求内訳書(運転手) ○使用証明書(運転手)
支払限度額(消費税等含む) <u>4/18 から 4/22 までの 5 日間</u> 無投票の場合は1日分		13,390 円×5 日 = 66,950 円 (1日当たり 13,390 円)	7,210 円×5 日 = 36,050 円 (1日当たり 7,210 円)	10,000 円×5 日 = 50,000 円 (1日当たり 10,000 円)

(※) 自動車燃料代確認書は、確認申請書を提出していただいた後、候補者へ交付します。

2 選挙運動用ポスター

提出の時期	提出先	書 類 等
告示日	候補者→村選管	○契約届出書 ○契約書の写し
契約の履行後	候補者→契約業者	○ポスター作成証明書
	候補者→村選管	○ポスター作成枚数確認申請書
支払請求時	契約業者→村長	○請求書・請求内訳書(ポスターの作成) ○ポスター作成証明書 ○ <u>ポスター作成枚数確認書(※)</u>
支払限度額等(消費税等含む)		○単価限度額 4,667円 ○枚数の限度 31枚

(※) ポスター作成枚数確認書は、ポスター作成枚数確認申請書を提出していただいた後、候補者へ交付します。

3 選挙運動用ビラ …… 2種類まで作成可

提出の時期	提出先	書 類 等
告示日	候補者→村選管	○契約届出書 ○契約書の写し
契約の履行後	候補者→契約業者	○ビラ作成証明書
	候補者→村選管	○ビラ作成枚数確認申請書
支払請求時	契約業者→村長	○請求書・請求内訳書(ビラの作成) ○ビラ作成証明書 ○ <u>ビラ作成枚数確認書(※)</u> ○ビラ見本
支払限度額等(消費税等含む)		○単価限度額 7円51銭 ○枚数の限度 1,600枚

(※) ビラ作成枚数確認書は、ビラ作成枚数確認申請書を提出していただいた後、候補者へ交付します。

〈注 意〉

- ◎ 選挙公営制度は、供託物が没収される者には適用されません。
- ◎ 限度額を超えた分は、候補者の自己負担になります。
- ◎ 村が負担する費用は、村選挙管理委員会から契約業者に直接支払われます。候補者への支払いはありません。
- ◎ 4 / 14 (金)の事前審査の際、告示日に提出する選挙公営の書類も確認させていただきますので、それまでに契約書等をご用意ください。